



2022年5月16日

各 位

上場会社名 東邦チタニウム株式会社
代表者名 代表取締役社長 山尾 康二
コード番号 5727 (東証プライム)
問合せ先 経営企画部
企画担当部長 留場 啓
(TEL. 045-394-5521)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、当社第91期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項で、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。
- (2) 変更案第15条第2項で、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除する。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年6月21日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年6月21日(予定)

(注) 上記の内容につきましては、2022年6月21日開催予定の当社第91期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>《新設》</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第89期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>《新設》</p>	<p>《削除》</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>《現行どおり》</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上